

商品概要説明書

2019年4月1日 現在

1. 商品名	*事業活性化資金「はばたきⅡ」
2. ご利用いただける方 および借入資格	◇当金庫の会員もしくは会員資格を有し、下記の条件すべてに該当する法人及び個人事業主の方 ・当金庫の営業地区内に事業所を有している ・当金庫の資産査定が一定基準以上である ・現事業で3年以上の実績を有し、直近2期分の決算書を提出できる
3. お使いみち	◇運転資金および設備資金（ただし、当金庫の旧債務返済金は除きます）
4. ご融資形式	◇証書貸付
5. ご融資金額	◇100万円以上500万円以内
6. ご融資期間	◇7年以内
7. ご返済方法	◇毎月元金均等返済または元利均等返済 ◇6ヵ月以内の元金据置も可能です。ただし、お利息のみ毎月お支払いいただきます。
8. ご融資利率	◇固定金利 ご融資期間および審査結果により金利は異なります。 詳しくは店頭窓口でお問合わせください。 *尾鷲・熊野両商工会議所・みえ熊野古道商工会の会員の方は、所定金利から0.20%金利を引下げさせていただきます。「会員(事業所)証明書」を提出いただく必要があります。
9. 保証人	◇法人のお客さま:代表者 ◇個人事業主のお客さま:同居家族(配偶者又は後継者)1名
10. 担保	◇原則不要です。
11. 手数料等	◇一部、全部繰上返済の場合を含め、手数料は不要です。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、 電話:0597-23-2341)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595- 8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の 解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、 上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)に お申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護 士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、 ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わ せください。
13. その他参考事項	◇お申込に際しましては、審査させていただきます。 結果によってはご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。 ◇取扱期間 : 2019年4月1日(月)から2020年3月31日(火)までの申込受付分 ただし、融資限度枠(5億円)に達した場合は取扱期間内であっても取り扱いを 終了させていただきます。 ◇お申込み時必要書類 ・法人 : 直近2期分の決算書 ・個人事業主 : 直近2期分の税務申告書 (どちらも原則税務署受付印のあるもの) その他必要な書類がございます。当金庫本支店窓口におたずねください。 ◇ご返済額の試算については、当金庫本支店にお問い合わせください。